
★年金ケーススタディ(離婚分割講座①)

～2007年の離婚分割～

今、離婚分割が話題になってます。

自分には関係ないけれど、どういふことかだけ知っておきたいという方からのご質問もよくありますので、メルマガで取り上げることになりました。

現行では、離婚の条件として、将来老齢の年金が受け取れるようになったらいくらかを相手側に支払うことを盛り込んでいるケースがあるようです。

現行のこの条件と、2007年からのシステムはどこがちがうのか、事例でご説明します。

春樹さんとみどりさんは結婚20年。2人とも大卒入社で、春樹さんはみどりさんの5年先輩。春樹さん30歳、みどりさん25歳の時に結婚しました。みどりさんは、結婚後もそのまま勤務、5年後の30歳の時退職しました。そして、離婚することに...

ですが、離婚の時期がちよとちがうと、こんな違いが出てきます。

平成19年(2007年)3月までに離婚する場合

年金を分割しなければならないという法的根拠はありません。

春樹さんとみどりさんの話し合いで、離婚条件の一つとして年金の一部をみどりさんに支払うということに決めていたとします。この場合、春樹さんが自分の年金の一部を任意でみどりさんに渡すことになります。

もし、春樹さんが死亡した場合、みどりさんにこれまでどおりに年金が支払われるということはありませんし、離婚したわけですから配偶者として遺族の年金を受け取ることも出来ません。

平成19年(2007年)4月以降に離婚する場合

20年の結婚期間中の、春樹さんの会社員時代とみどりさんの会社員時代5年間の厚生年金納付期間を合算し、その2分の1をそれぞれ分割することで同意し、社会保険事務所に公正証書の提出をしました。みどりさんが自分の年金受給開始年齢になると、自分の年金に併せて分割合意した部分の年金がみどりさんに支給され、春樹さんが亡くなくても分割合意した分の年金は支給されます。

この違い、お分かりいただけましたか？

2007年4月以降なら、分割する側が年金支給開始年齢前に死亡しても、分割を受ける側は関係なく年金を受け取れます。

また分割を受ける側が再婚しても支給されます。

ただし、個人の年金を任意で分割している時とは違い、自分の年金がもらえるまでは、分割合意した分の年金は支給されません。

以下は2007年4月以降の離婚分割の留意点です。

- 1)基礎年金の部分については分割はありません。
- 2)分割を受ける側が、原則25年の受給資格期間をクリアしていることが必要です。
- 3)もし、夫と妻の働いている期間がほぼ同じで、妻のほうが高給であった場合、合算分割すれば、妻が受け取る年金額は分割する前より減ることもあります。
年金分割で、妻が得をするとは一概には言いきれないのです。
分割は、必ず高いほうから低いほうに分割されるのです！

次回は、2007年のこのシステムとはまた違ったお話「2008年の離婚分割」についてお話しします。

知って損はない年金の基礎知識を少しずつお話してゆきます。

今回は、被保険者期間についてです。

<被保険者期間>

・国民年金の被保険者期間

国民年金の被保険者期間は20歳に達した月からです。法律上は20歳の誕生日前日が20歳に達した日ですので、その日が属する月からです。

そして60歳に達する日の前月までが被保険者期間となり、原則40年間の加入が必要です。

6月1日が誕生日の方は、20歳に達した日が5月31日ですので、5月から被保険者期間が始まり、60歳に達する日の前月4月で被保険者期間が完了します。

終了の届出等の手続きは必要ありません。

・厚生年金の被保険者期間

厚生年金の場合は、入社した日の属する月から被保険者期間が始まります。退社日の翌日が被保険者資格の喪失日となり、被保険者期間は喪失日の前月までとなります。

例えば、1月31日に入社、12月30日に退社すれば、被保険者期間は1月～11月までですが、12月31日退社であれば、1月～12月までが被保険者期間です。

~~~~~編集後記~~~~~

離婚分割のご質問を受けることが多くなりました。

実行するしないは別にして、離婚を考えたことのある50～60歳代の女性は全体の47%に上るというアンケート結果がありました。

それだけ、切実な思いをお持ちの方が多いと思います。

ご参考になれば幸いです。

皆様からのご質問、ご相談も大歓迎です。

それでは、30日にまたお目にかかりましょう！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント & ファイナンシャルプランナー

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
